

確 約 書

Zorya Investment Global Limited (以下「甲」という。)及び株式会社 エム・エイチ・グループ (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2026 年 7 月 24 日割当予定の乙株式 946,500 株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2026 年 7 月 24 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

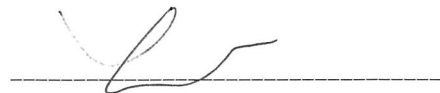
第3条 甲は、東証の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2026 年 7 月 24 日

甲 (住 所) Aegis Chambers, 1st Floor, Ellen Skelton Building, 3076 Sir Francis Drake's Highway, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands
(名 称) Zorya Investment Global Limited
(代表者名) Director SUN Yanan



乙 (住 所) 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 4 番 4 号
(名 称) 株式会社エム・エイチ・グループ
(代表者名) 代表取締役 朱峰 玲子



確 約 書

Nihonbashi Strategic Equities Fund 及（以下「甲」という。）及び株式会社 エム・エイチ・グループ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月24日割当予定の乙株式411,500株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月24日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2026年7月24日

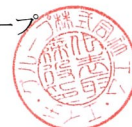
甲 （住 所） 12 Marina View, Asia Square Tower 2 #11-01 Singapore 018961
（名 称） Nihonbashi Strategic Equities Fund
（代表者名） (General Partner)

12 Marina View, Asia Square Tower 2 #11-01 Singapore 018961
CPI CAPITAL MANAGEMENT (SINGAPORE) PTE. LTD.
Director: LU Qinglai



Authorized Signature(s)

乙 （住 所） 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目4番4号
（名 称） 株式会社エム・エイチ・グループ
（代表者名） 代表取締役 朱峰 玲子



確 約 書

投資事業有限責任組合 Japan Innovators Fund I（以下「甲」という。）及び株式会社 エム・エイチ・グループ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月24日割当予定の乙株式411,500株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月24日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2026年7月24日

甲 （住 所） 東京都千代田区五番町6番地2
（名 称） 投資事業有限責任組合 Japan Innovators Fund I
（代表者名） 無限責任組員 合同会社 JAPAN INNOVATORS I
代表社員 一般社団法人資産形成プロジェクト
職務執行者 太田 孝昭



乙 （住 所） 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目4番4号
（名 称） 株式会社エム・エイチ・グループ
（代表者名） 代表取締役 朱峰 玲子

